

審議会等の会議結果報告

| | |
|-------------|--|
| 1. 会議名 | 平成30年度 第3回松阪市景観計画改正検討委員会 |
| 2. 開催日時 | 平成31年1月31日(木) 午後2時03分から午後4時43分 |
| 3. 開催場所 | 松阪市殿町1340番地1 松阪市役所本庁舎5階左側第1会議室 |
| 4. 出席者氏名 | (松阪市景観計画改正検討委員) 浅野 聡(委員長)、中村 貴雄、宮本 公夫、 松田 ますみ、門 暉代司(委員長代理) (事務局) 建設部部长: 長野 功 建設部次長: 伊藤 篤 都市景観・計画担当参事兼都市計画課長事務取扱 兼松阪市空家等対策担当: 廣田 昇 景観担当主幹兼景観係長事務取扱 : 山本 誠 景観係 : 亀谷 佳伸 景観係 : 濱本 織衣 |
| 5. 開催および非公開 | 公開(議事(3)の一部は非公開) |
| 6. 傍聴者数 | 1名 |
| 7. 担当 | 松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp |

平成30年度 第3回松阪市景観計画改正検討委員会議事内容

1. あいさつ

2. 議事

- (1) 第2回改正検討委員会意見への対応方針（案）について
- (2) 松阪ガイドボランティアへの説明について
- (3) 重点地区における制度運用に向けた進め方について
 - (3)の一部については、個人情報等を含むため非公開とします。

事務局 ・傍聴者入場の説明
・あいさつ（長野部長）
・委員出席人数の確認
・配布資料の確認 等

事務局 それでは委員長、議事進行をよろしくお願い致します。

委員長 お忙しい中、第3回の松阪市景観計画改正検討委員会にご出席いただきましてありがとうございます。それでは事項書に従って進行していきますので、よろしくお願い致します。

本日も事項書と配布資料に基づいて検討を進めてまいりますので、ご意見等ございましたら、適宜よろしくお願い致します。

本日の議事ですが、事項書の通り3つあります。前回の松阪市景観計画改正検討委員会と同様に、(3)の一部については個人情報等を含む案件のため、非公開とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。委員の皆さんからの了承が得られましたので、(3)の一部のみ非公開とさせていただきます。

今回これらの案件につきまして、今までと同様に後日意見が出てきた場合には、事務局にメール等でご意見をいただければと思います。それを事務局で集約したものを、次回委員会にて協議するというように対応させていただきたいと思います。それでは事務局に確認ですが、前回の委員会以降、各委員からのご意見はありましたでしょうか。

事務局 委員会以降、特にご意見はございませんでした。

委員長 わかりました。それでは今日の事項書に沿って、議事の(1)、(2)、(3)それぞれを区切りながら協議していきたいと思います。まず事務局から(1)の説明をお願いします。

事務局 ・(1)について説明。

委員長 どうもありがとうございました。

ただ今、資料1と2についての説明がありましたが、委員の方からご質問やご意見があればよろしくお願いします。

委員 対応方針案ですが、道筋の追加指定や選定について、必要に応じて協議や検討していくという言葉でカバーしていて、前向きな姿勢が見えてきません。市道の場合は市独自で進めていくので、路線の指定の必要はないという解釈でよろしかったでしょうか。

資料1の1の真ん中に、景観に配慮した整備が未実施の道路や小路については、

路線区間も明確とならないため今回の優先的な選定の対象外としますとありますが、この部分が気にかかります。具体的に言うと、市道なので指定は必要ないということでしょうか。

事務局 景観重要公共施設については、協議の結果、県の方に働きかけを行ったわけですが、それまでに過不足がないかを前回の検討委員会の時に諮り、委員から様々な意見をいただきました。しかしながら、今回は整備がなされている部分について景観重要公共施設に含め、それ以外の部分は外すという、前回の説明通りのルールで指定していきたいと考えます。景観重要公共施設の指定を進めていくことを優先したいという考えからです。一定のルールに基づいて選定していくことが重要となるので、その部分を変えることなく進めていきたいと思っています。

委員 資料2に様々な制度が挙げられているが、中万地区の重点地区指定に向けての協議の中で、このような制度を新たに検討し、既存の重点地区に関してはその後考えるということでしょうか。例えば、土蔵型建築物に対する基準の新規設定については、土蔵が中万地区に多いためかもしれませんが、他の地区にも多くあると思います。

事務局 現在の重点地区で土蔵型建築物に対する基準を設定するためには、地区の住民の方の賛同を再度得る必要が出てくるのに対し、中万地区は指定に向けての協議を今進めています。もちろん、現状として中万地区が土蔵の多い街並みであることもあります。このようなことから、土蔵型建築物については中万地区が一番対象となる地区と考えております。

委員 既に重点地区になっている地域についても、今後土蔵型建築物に対する基準を設定するというのでしょうか。

事務局 可能性があれば考えたいと思いますが、新規設定は難しいと考えています。中万地区で優先的に協議していく予定とし、その後考えていこうと思います。中万地区はまちなみ保存委員会があり、そこでの取り決めの中での一つの先進的な取り組みとして、今後どうなっていくかを見ていきたいと思っています。

委員 市場庄地区で土蔵が次々に消えています。既存の地区での新規設定まではしないということでしょうか。中万地区で試してから、他地区で考えるということでしょうか。

事務局 市場庄は地域への入り方について検討している状況です。景観交流会だけで関係が続いていますので、交流会をきっかけにし、地域に入っていこうと考えています。その後そのような話ができるのであれば、していきたいと思っています。

委員 そのあたりの地域の事情は理解しているつもりですが、市場庄での取り組みが進んでいないからこそ、助成制度の充実を前面に出して、地元との話をすることが最良の方法ではないかと思います。話の結果、地域の方にまた関心を持っていただき、まちなみを残そうという意識が高まるのではないのでしょうか。

事務局 中万は指定に向けての協議中で、一番実現させやすいということがあります。そのため現時点では中万を優先的にやっていくという考えで、資料に挙げさせていただいています。

委員長 今回の委員の話に関連して資料1の景観重要公共施設の道路指定ですが、前回、出されている案は支持するが、それに合わせて後ろ側の路地も追加してほしいという意見があったと思います。その路地は重点地区の外だったのでしょうか。

委員 同心町の裏側の通りですね。

事務局 道路は重点地区外になります。

委員長 将来的に重点地区を拡大できるといいですね。重点地区内に入ると、その路地の指定はしやすくなります。

委員 新座町通と同心町の通りの間にもう一本新道がありますが、そこは重点地区内に含まれているのではないのでしょうか。そこにある水路が境ではないのでしょうか。町界もそうだったと思います。この通りに古い建物が残っています。

事務局 この道が重点地区に入るのか、水路の方が境界になるのか確認します。

委員 あの水路は背割り水路になるので、境は水路だと思います。ですので、あの道は重点地区に入っていると思いますし、大事にしてほしいと思います。

事務局 背割り水路はどこが民地でどこが公共施設になるかがはっきりしていません。

委員 石積みそのものが私有地の場合もありますか。

事務局 そういう所もあります、そのため改修するにも難しい部分があります。

委員 私有地だとすると、石積みからコンクリートに変わってしまう可能性もあるということですね。

事務局 そうですね。

委員 背割りが1～2m位ありますよね。その間にU字溝が埋められていますが、あれはどこがやられているのですか。

事務局 市の下水道の方でやっています。底の部分は官地ですが、石垣部分は民地であったり官地であったりと、はっきりしていません。石に厚みがあるために、管理がより不明瞭になっています。ですので、管理区分が不明瞭ということで選定の対象外にしています。

委員長 管理区分が不明確な部分はそのまま維持するというのが市の方針でしょうか。

事務局 現状のままでというのが市の方針です。管理区分がはっきりしているところは公共施設のガイドラインに基づいて進めていく考えです。

委員長 地震等が起きて石垣が壊れてしまい、補修をどこがするのかとなった時には、管理区分を明確にすることが求められると思います。

事務局 同心町の所につきましては、もう一度位置的な部分を確認させていただきます。

委員長 よろしくお願ひします。可能性があるのであれば、景観重要公共施設の候補に入れていただければと思います。中長期的に考えますと、背割り下水もどどのようにするのか明確にしておく必要があると思います。歴史的なまちの水路は全国的に管理区分が不明確な状態であることは多いのですが、そのままにしておいてはいけないと思います。底地は行政が整備していることがほとんどなのですが、特に石垣の斜面部分は不明確であることは非常に多いと思います。まちなみ整備を行わない時はそのままで良いのかもしれませんが、整備を行うことを考えるのであれば、明確にしていく必要があります。

事務局 考えていきたいと思ひます。

委員長 背割り下水を個人が壊すということはないと思ひますが、いずれは管理区分をはっきりさせて景観重要公共施設に指定し、中長期的に所有者の方の賛同も得ながら、石積みの形態を維持していくことを行った方が良いと思ひます。

委員 今の石積みを維持したいのか、新しい工法による水路にしたいのか、市の考え方をはっきりさせておく必要があると思ひます。教育委員会の前の水路は結局、現代工法で整備してしまいました。

委員 昔の学習館の石積みだったと思ひますので、残念でしたね。

委員 あそこは現代工法なのに、どうして別の場所では違うようにしないといけないのかという話が出てくるかもしれません。ですので、市でしっかり議論し方針を決めておく必要があります。

事務局 下水の整備ですが、断面や流量、治水等の確保を考慮したことから今のようになったのだと思います。

委員 城下町という概念が抜けているわけですね。

委員長 所有権は主張するが、整備の費用は負担しないという意見があることは、一般的なことです。ですが重点地区であるならば、協議を行い、市が整備を行うので所有権を手放していただくのが一番良いと思います。土地を大幅に削られるという訳ではなく、今も斜面の所は建物を建てることは出来ないのです、現在の土地の利用状況をそのまま継承することになるのではないのでしょうか。景観重要公共施設に指定するという名分で所有権を手放してもらい、市の水路にすることが一番いいと思います。一般的に経済の状態が良かったときは手放すことに反対する意見が多かったのですが、今は少なくなっていると思います。早いうちに整理しておかなければ、自己負担で整備しなければならぬ事態になったとしても、難しいと思います。地震で大きな被害が出たとき、市が整備せざるを得ない状況になることもあってはいないのでしょうか。ですので、是非協議を行って下さい。

そこで提案なのですが、景観計画の本文に課題として、重点地区内の背割り下水のある地域は今後管理区分の明確化に努め、条件が整った際には景観重要公共施設への指定を検討していくと記載できないのでしょうか。その一文があれば、忘れられることもないのではないのでしょうか。課題として記載するという事によろしいのでしょうか。

もう一つ、委員より土蔵型建築物の景観形成基準の話がありましたが、私も基本的には、土蔵型建築物は出来るだけ早く基準の新規設定をするべきだと考えています。しかしながら、市としては景観形成基準を改正する際に、地元の方から重点地区の根本的な反対意見が出ることを危惧しているのではないのでしょうか。そのため、新規指定に向けて動いており、土蔵型建築物の基準設定に前向きな中万で先行していくということです。市場庄には土蔵型建築物の基準はありませんが、以前土蔵に対し、町家の修景基準を考慮して補助金を出したことがありました。実際には基準はありませんが、現場では町家の基準を利用して運用されていると思います。市場庄に今、土蔵の話だけをしに行くことで、重点地区指定の賛否両論の話が出てきてしまうことは問題だと思います。全体的な話で盛り上げ、その中で住民の方々に再度考えてもらい、重点地区を継続していく意思を見せていただいた段階で、土蔵型建築物の基準の設定を行うのが良いのではないのでしょうか。当面は中万で、やがては土蔵のあるすべての地区でも対応していただけたらと思います。

他の委員の方で意見はありませんか。

では私からですが、資料2に来年度以降の対応方針を示していただいております、基本的な方針はこのままで良いと思いますので、来年度以降着実に検討していきたいと思っております。協議対象に重点地区や中万地区とだけ記載されている部分がありますが、松阪市景観計画改正検討委員会でも一緒に協議していくということでございます。直接的な協議対象はそれぞれの地域になりますが、制度や技術に係ることは地域だけでは判断できないことも多いと思っております。改正検討委員会に進捗状況等を全体的に報告していただきながら、我々も一緒に全体を考えていくということでよろしく申し上げます。

資料2の④の豪商のまち店舗改装費補助金は商工政策課の補助金だと思うのですが、この制度は来年度以降も末永く継続していくのでしょうか。

事務局 確認はしておりませんが、そのように認識しておりました。

委員長 共同研究の際にこの補助金は建物の内装に使い、内装と外観両方で補助金をもらうことが出来ることを明確にしておくことで、まちなみを残そうとしていただける方が増えるのではないかという話をさせていただいたと思っております。ですので、この補助金が来年度以降も続くかどうかを確認しておいてください。

⑥観光・交流はこれから特に力を入れていかなければならないところだと思います。重点地区に指定されて地域に賑わいが出てくることで、古い建物を残して良かったと言ってもらえるようなイベントが必要ではないでしょうか。今まではこの部分への注力が足りなかったように思いますので、これからは是非進めていっていただきたいと思っております。

観光・交流の拠点となる公開施設の設置についてですが、中万市の開催支援はもちろん重要なことですが、中万地区でもいずれは所有者の方の賛同を得て、町家の内部が公開されていくことが理想だと思います。今は活動拠点が公民館ですが、松阪の城下町のように、できれば町屋が公開され、訪れた方が中に入って当時の人の生活が体験できるようになればいいと思っておりますので、中万地区には引き続き観光交流拠点となるように、公開施設を開設できないか働きかけていただきたいと思っております。

市場庄はいちのやがあった時には様々なイベントが行われていましたし、菜の穂というお店もありました。しかし、いちのやが閉鎖されて活動拠点が無くなってからは一気に寂しくなってしまいました。ですので、市場庄の活性化のポイントは、公開施設をもう一度設けられるかだと思います。観光・交流を活性化する上で、公開施設はとても重要なので、特に中万地区、市場庄地区には働きかけをしていただきたいと思っております。城下町側については大変充実していると思っております。

委員 いちのやが閉鎖されたことで、地元として関心が薄れていったのでしょうかね。

委員長 そうですね。昔は近鉄主催ウォーキングラリーも実施されていました。拠点が無くなってしまったことで、民間の観光業者も遠のいてしまったのでしょうか。全盛期の頃は、かなりの数のイベントを開催されていました。

事務局 平成25、26年位ですね。

委員長 そうですね、あの時から時間が経ってしまったので、モチベーションも下がっているのだと思います。

 他にいかがでしょうか。よろしいですか。意見の出し忘れがありましたら、委員会終了後でも構いませんので、出していただければと思います。

 それでは事項書に基づき、議事（2）に移りたいと思います。説明を事務局からお願いします。

事務局 ・（2）について説明。

委員長 ありがとうございました。

 ただ今の説明について、委員の方から何か意見はありませんでしょうか。

 私からの補足になりますが、共同研究の際にも、ガイドボランティアの会長のもとに話をしに行きました。会長は大変熱心で、松阪の歴史に大変関心をお持ちの方で、協力して下さるとのことでした。今回、市から正式にガイドボランティアの方に説明していただき冊子を作って渡していただいたのですが、これはとても良いことだと思います。数年前に打合せしたことが今回実現できたので、本当によかったと思います。今後は、ガイドの方にこの冊子を使っていただけているか、使って説明した結果どのような質問を受けたのか、説明に困ったこと等を定期的に確認する必要があります。ガイドの方が第三者の方にここは重点地区だと言っただけのようになっていくと、重点地区について少しずつ広まっていくのではないのでしょうか。また重点地区について説明している風景をぜひ地元の方にも見ていただきたいと思います。

 そのような風景が今まであまりなかったように思います。ガイドボランティアの方に協力していただき、重点地区を盛り上げていくことはとても良いことだと思いますし、ガイドの皆さんは景観まちづくりに協力していただける方だと思いますので、来年度以降活性化のイベント等を検討するときに、ガイドボランティアとの共催という形にして、ウォーキングラリーを開催するのも良いのではないのでしょうか。他にまつさか景観絵画コンクールの表彰式を見学して頂いたり、交流会で子どもたちの絵にコメントしていただいたり、巻き込んでいくのも良いのではないのでしょうか。ですので、ガイドボランティアの方にはこれから色々なイベントの時には、協力を呼び掛けて、一緒に巻き込んでいければいいと思います。そうして、ガイドの方からも情報発信していってもらえるように進めていただけたらと思います。

 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きまして議事（3）に

移ります。

事務局 ・(3) 前半について説明

委員長 それでは委員の方からご質問やご意見があればお願い致します。

委員 よろしいですか。景観重要建造物指定ですが、できるだけ早い時期に指定していただきたいと思います。

といいますのは、本町通と同心町の通りで、何軒か解体されそうな建物があることを地元の方から聞いたためです。意識調査等を行い、いつ頃計画しているかなど調べた方がいいかもしれません。

委員長 指定は急いだほうがいいのかもありませんね。

委員 本町には何軒か空き家の町屋がありますが、かなり老朽化が進んでいます。松阪商人の館の前の物件も危なくなってきていますし、別に1軒ある空き家もかなり傷んできています。どちらも持ち主の方はこちらには住んでおらず、危険なので取り壊したいという意向を持っておられます。同心町にも江戸時代の建物が数棟ありますが、そのうちの1軒はおそらく空き家です。

委員長 江戸時代からの建物ということは、文化財に指定されるようなものですか。

委員 可能だと思います。

同心町の裏側の通りにも江戸時代の建物がありますが、こちらも空き家になっていきますので、気を付けておく必要があると思います。

委員長 そうですね。

ありがとうございます。他にございませんか。

委員 資料4の3ページの登録・認定基準についてですが、一般建造物の判断基準の昭和25年以降としているのはなぜでしょうか。

事務局 三重大学との共同研究で示されたものです。

委員 文化庁の基準ですと築後50年ですので、さらに厳しいですね。

事務局 昭和25年以降ですと、築後70年以上になります。厳しい内容かもしれませんが、歴史的建造物の判断基準の築後50年の方で、拾っていききたいと思います。

委員長 今委員が質問された部分ですが、昭和25年以降に建築されたものは名称が一般建造物となっていますが、少しわかりにくいのではないのでしょうか。一般建造物の一部がなぜ歴史的建造物の登録候補物件になるのかと感ずることもあると思います。何か別のいい名称を検討した方が良いと思います。この一般建造物とは、下の歴史的建造物の選定条件に当てはまらないものでも、可能性がある物件のことを指していますよね。

事務局 整理して検討し、また相談させていただきたいと思います。

委員長 歴史的建造物登録部分の担当課の判断基準に、築後50年を経過という文言が入っていることは非常に良いと思います。このことにより、戦後の近代建築が候補に入るようになりました。

そこで提案ですが、文化庁の定義ですと明確に50年とされています。しかし松阪市の登録制度は景観重要建造物の指定の一步手前の緩やかな認定制度ですので、概ね50年としていただけないでしょうか。例えば、築50年になるまであと1年で、待たなければならないなら取り壊しますといった事例の時に、判断基準が概ね50年となっていれば、登録することが可能になると思います。さらにその後1年経てば、景観重要建造物に指定することも可能になります。

市民文化遺産を1つの基準として挙げていただいていることも良い取り組みだと思えます。

もう一点、所有者の歴史的建造物登録の判断基準が限定されています。所有者の判断基準にも概ね築後50年と市民文化遺産に選定されていることを入れてはどうでしょうか。判断基準として入れておき、調査後に登録するかを決定すれば良いのではないのでしょうか。

資料4の1ページ目ですが、この流れで大体問題ないと思います。建造物所有者の意向調査、判断、登録の流れがあり、続いて保全・活用する意識確認の調査として2回目の聞き取りがありますが、実際のところ、意向調査と意思確認の違いは何になるのでしょうか。ほとんど同じことを聞くことになるのではないかと思います。

事務局 細かい部分についてはまだ検討できていません。登録までが特に重要なステップで、登録をしてもらえるのであれば、認定の意向も強いのではないかというイメージを持っていました。今後詰めていきたいと思えます。

委員長 後は委員の方から提言があった通り、重点地区の中でも取り壊される可能性の高い建物がありますので、意向調査を早め実施することは良いと思えます。このような制度を活用してもらうことで建物を残していく可能性が増えていきますので、知らない方に対して広くPRすることは良いことだと思えます。

また、登録で意向調査をした時点で、ほぼ認定の条件に当てはまっているのであれば、登録から認定までをなるべくスピードアップさせていただきたいと思えます。

ここで間が空いてしまうことで、所有者の方の気持ちに変化することがあるかもしれません。伝建地区でも調査後5年経過すると指定率がかなり低下しますので、なるべく短期間で登録、認定していくことが重要です。

事務局 自身の建物に価値があることを理解していただくきっかけになればとも思います。

委員長 そうですね。認定制度について、他にいかがでしょうか。

委員 よろしいですか。資料4の3ページの歴史的建造物の登録候補はどれくらいの数なのですか。

事務局 明確な数は出していません。後程説明させていただきますが、資料5の三重大学との共同研究での調査結果によるものと、市民文化遺産が候補になってくると思います。

委員長 他にはいかがでしょうか。景観形成団体支援制度と景観交流会のリニューアルについてご意見はありませんでしょうか。

例えばですが、中万のまちなみ保存委員会を景観形成団体支援制度で認定すれば、中万市の一部経費を助成することが出来るようになります。団体支援制度は今までありませんでしたので、画期的ではないでしょうか。重点地区内の景観に係わっている様々な団体がこの制度に名乗りを挙げてくだされば、その活動を応援することが出来るようになります。支援の具体的な中身はこれからだったでしょうか。

事務局 これからになります。

委員 資料4の9ページの松坂城下町でのモデル実施の検討に関係することですが、観光交流課の委託を受けて、歴史文化案内人養成講座を11回実施し、その中でまちなみ散策を3回実施しました。来年度もまちなみ散策のイベントを定期的を実施しようと検討していますので、市の共催や後援等、協力をお願いします。

委員長 そのような取り組みには是非協力していただきたいです。共催や後援をすることで、活動を活性化させてほしいと思います。

歴史文化案内人の方とガイドボランティアの方は別なのでしょうか。

委員 ガイドボランティアの方は何人来られていますし、一般の市民の方も来られています。豪商のまち観光交流センターが開館しますので、ボランティアをやってみたいという方に基礎的な知識を学んでもらうために開講しました。広報で募集し、30名程集まりました。ガイドボランティアの方以外の方が多くいらっしゃいまし

た。

委員長 将来的にはどういった場で活躍していただくのでしょうか、ガイドボランティアの方との違いはどういったものになるのですか

委員 長谷川邸が公開になりますので、そこでボランティアをやってみようという方を養成したいということで、今回の講座を開講しました。

委員長 歴史文化案内人の方の制度が明確になれば、その方たちとも協力していただき、重点地区をPRしていただけるといいと思います。

委員 若い方も来られていました。

委員長 そうですか、わかりました。他にご意見ありますでしょうか、よろしいですか。
それでは、景観形成に関する団体の支援制度について、景観交流会でまち歩きイベントを行い、市場庄の活性化を合わせて実施していくということについて、この方向で事務局での協議を進めていただきたいと思います。

議題（3）の前半については以上になります。それでは5分程度休憩とさせていただきます。

- ・休憩

- ・（3）後半非公開

委員長 今日長時間にわたりご意見を頂きありがとうございました。本日は来年度以降の取り組みの方向性について確認できて良かったと思います。来年度、再度改正に向けての方向性を決めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。それでは以上で平成30年度の第3回松阪市景観計画改正検討委員会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

- ・あいさつ